第百十六条第二項の表第八十四条第一項の項下欄中「第百十六条第一項において準用する」を削り、同表第八十四条第二項第一号の項下欄中「第百九条第一項」を「この款の規定又は第百九条第一項に、「、第百十二条」を「（第百十条の五第二項において準用する場合を含む。）、第百十条の四第一項若しくは第五項、第百十二条」に改め、「の規定又は第百十六条第一項において準用するこの款」を削る。

第百十六条の二第一項第一号中「情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるもの（ロ及び次項第一号において「設備攻撃」という。）

イ　情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）により行われるもの（ロ及び次項第一号において「設備攻撃」という。）

ロ　設備攻撃の送信先となる電気通信設備の探査のうち、電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴（以下単に「通信履歴」という。）の電磁的記録により、設備攻撃に先立つて行われる当該探査を目的とする電気通信の送信（当該電気通信の送信を行う指令を与える電気通信の送信を含む。）であることを合理的に特定できるものとして総務省令で定める電気通信の送信により行われるもの（次項第一号イ⑵及びロ⑵において「攻撃先設備探査」という。）

第百十六条の二第二項第一号イ中「技術的条件」の下に「（ロにおいて単に「技術的条件」という。）」を加え、「電気通信事業者がその業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴（以下単に「通信履歴」という。）の電磁的記録により送信元の電気通信設備が送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるもの」を「次の⑴又は⑵に掲げる行為」に改め、同号イに次のように加える。

⑴　設備攻撃（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が前項第一号イに規定する電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限る。ロ⑵において同じ。）

⑵　攻撃先設備探査（電気通信事業者がその業務上記録している通信履歴の電磁的記録により送信元の電気通信設備が前項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信の送信元であることを合理的に特定できるものに限る。ロ⑵において同じ。）

第百十六条の二第二項第一号ロ中「の送信先」を「（イ⑴又は⑵に掲げる行為のうち技術的条件においてその利用者の電気通信設備が行うことを禁止する旨を定めているものに限る。以下このロ⑵を除く。）及び次号ロにおいて同じ。）の送信先」に改め、同号ロ⑵中「（イ」を「（当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃が、設備攻撃である場合にはイ⑴に係る部分に限る。）に該当するものに限り、攻撃先設備探査である場合にはイ⑵に係る部分に限る。）」に改める。

第百十九条第三号中「若しくは第三項」を「、第四項（同条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第五項」に改める。

第百五十六条第一項中「第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項ただし書」に改め、同条第二項中「第百五十四条第一項及び第六項並びに前条第一項ただし書及び第六項並びに前条第一項ただし書」に、「第三十八条第一項」を「第三十五条第一項若しくは第三十八条第一項」に改める。

第百五十七条の二第一項中「第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）」を「第三号事業」に改め、同項ただし書中「第三項」を「同項」に改める。

第百六十条第一号中「共用に関する裁定」の下に「、第三十九条において準用する第三十五条第一項の規定による特定卸電気通信役務の提供に関する命令」を、「準用する第三十八条第一項の規定による」の下に「特定卸電気通信役務以外の」を加え、同条第二号中「よる契約約款」を「よる届出契約約款」に改め、「勧告」の下に「、第三十八条の二第四項の規定による業務の改善命令」を加える。

第百六十一条第一項中「第二十一条第四項」の下に「、第二十七条の七」を、「第三十五条第一項」の下に「（第三十九条において準用する場合を含む。）」を、「含む。）」の下に「、第三十八条の二第四項」を加える。

第百六十四条第一項第三号中「ドメイン名電気通信役務」を「次に掲げる電気通信役務（ロ及びハに掲げる電気通信役務にあつては、当該電気通信役務を提供する者として総務大臣が総務省令で定めるところにより指定する者により提供されるものに限る。）」に改め、同号に次のように加える。

イ　ドメイン名電気通信役務

ロ　検索情報電気通信役務

ハ　媒介相当電気通信役務

第百六十四条第二項に次の二号を加える。

四　検索情報電気通信役務　入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

五　媒介相当電気通信役務　その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務

第百六十四条第三項中「第百五十七条の二」を「第二十七条の十二、第二十九条第二項（第四号に係る部分に限る。）、第百五十七条の二、第百六十七条の二、第百八十六条（第三号中第二十九条第二項に係る部分に限る。）及び第百八十八条（第十七号中第百六十六条第一項に係る部分に限る。）」に改める。

第百六十五条第二項ただし書中「第二十五条まで」の下に「、第二十七条の五から第二十七条の十二まで」を加える。

第百六十六条第一項中「、電気通信事業者」の下に「、第三号事業を営む者」を、「（電気通信事業者」の下に「又は第三号事業を営む者」を加え、同条第七項中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第八項中「（第三項及び第六項において準用する場合を含む。）」を削る。

第百六十九条第一号中「適格電気通信事業者」を「第一種適格電気通信事業者」に、「交付金」を「第一種交付金」に、「負担金」を「第一種負担金」に改め、「徴収方法の認可」の下に「、第百十条の三第一項の規定による第二種適格電気通信事業者の指定、第百十条の四第一項の規定による第二種交付金の額及び交付方法の認可、第百十条の五第二項において準用する第百十条第二項の規定による第二種負担金の額及び徴収方法の認可」を加え、同条第二号中「第三十条第一項」を「第二十七条の五、第三十条第一項」に、「作成又は」を「作成、」に改め、「制定」の下に「又は第百六十四条第一項第三号の規定による同号ロ若しくはハに掲げる電気通信役務を提供する者の指定」を加え、同条第三号中「第百十条第一項」の下に「又は第百十条の五第一項」を加え、同条第四号中「第七条」を「第二条第七号イ、第七条各号」に、「第九条ただし書」を「第九条第一号」に、「第二十四条第一号ハ」を「第二十